

登録講習機関は、講義に用いた教材並びに試験に用いた問題用紙及び答案用紙（以下「教材等」という。）を総括製造販売責任者講習等を実施した日から三年間保存しなければならない。

（適合命令）

第八条 厚生労働大臣は、登録講習機関が第二条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を探るべきことを命ずることができる。（改善命令）

第九条 厚生労働大臣は、登録講習機関が第四条の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、総括製造販売責任者講習等の方法その他の業務の改善に關し必要な措置を探るべきことを命ずることができる。（講習業務の休廃止）

第十条 登録講習機関は、講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、そまでの休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止しようとする総括製造販売責任者講習等の区分

三 休止し、又は廃止しようとする年月日

四 休止しようとする場合にあつては、その期間

五 休止又は廃止の理由

2 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。（登録の取消し等）

第十一條 厚生労働大臣は、登録講習機関が第二条第一号及び第三号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。

2 厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三条第二項、第六条第一項、第七条、第十一条第一項又は次条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第八条又は第九条の規定による命令に違反したとき。

三 正當な理由がないのに次条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 不正の手段により講習を行ふ者の登録を受けたとき。

第五条 厚生労働大臣は、前項の規定により講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十二条 登録講習機関は、毎事業年度経過後三ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。

2 総括製造販売責任者講習等を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を次に掲げる電磁的方法により提供することとの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機との間で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

四 前項第四号イ及びロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三 正當な理由なく受講を制限するものでないことを。（修正の証の交付）

第十六条 研修実施機関は、研修の修了者に修了証を交付するものとする。（研修の費用）

第十七条 研修実施機関は、研修の実施に必要な経費に充てるため、受講者から負担金を徴収することができる。（研修の費用）

2 前項の負担金は、実費に相当する額でなければならない。（変更の届出）

第十八条 研修実施機関は、第十四条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から三十日以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。（廃止、休止又は再開の届出）

三 正當な理由がないのに次条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 不正の手段により講習を行ふ者の登録を受けたとき。

第五条 厚生労働大臣は、前項の規定により講習業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。（報告の徵収）

第十三条 厚生労働大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要な限度において、登録講習機関に對し、その講習業務又は經理の状況に關し報告をさせることができる。

第二章 研修実施機関

第十四条 規則第百六十八条规定及び第百七十五条第二項並びに第百九十四条の規定による研修（以下「研修」という。）を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 研修の種類

三 研修の実施場所

（研修の実施の基準）

第十五条 前条の届出を行つた者（以下「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

一 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数が二時間以上であること。

二 前号に掲げる事項を教授するのに適當な講法令

口 医療機器の品質管理

ハ 医療機器の不具合報告及び回収報告

ニ 医療機器の情報提供

イ 医薬品医療機器等法その他薬事に関する法律

（研修の実施の基準）

第十六条 前条の届出を行つた者（以下「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとする。

一 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行ふ者の登録等に関する省令（以下「旧登録省令」という。）第一条第一項の規定により、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第二十号）による改正前の薬事法施行規則（以下「旧規則」という。）第一百六十二条第一号の登録を受けている者は、この省令の施行の日から一月を経過するまでの間に、この省令による改正後の薬事法施行規則第九十二条第三項第三号に規定する講習等を行ふ者の登録等に関する省令（以下「新登録省令」という。）別表の二の二の項に掲げる区分の基礎講習について新登録省令第一条第二項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第三項各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出したときは、当該届書に係る区分の基礎講習について同条第一項により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項に規定する期間は、この省令の施行の際現に登録を受けている基礎講習の登録の日（当該登録の更新がされているときは、直前の更新の日とする。以下同じ。）から起算するものとする。

二 この省令の施行の際現に旧登録省令第一項の規定により、旧規則第百七十五条第一項第一号の登録を受けている者は、この省令の施行の日から一月を経過するまでの間に、新登録省令別表の二の三の項、別表の二の四の項又は

止した業務を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成十七年三月七日）

附 則

（平成一七年三月三〇日厚生労働省令第五三号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

（平成一八年二月二八日厚生労働省令第二二号）

（施行期日）

（平成一八年二月二八日厚生労働省令第二二号）

（施行期日）

別表の二の五の項に掲げる区分の基礎講習について新登録省令第一条第二項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第三項各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出したときは、当該届書に係る区分の基礎講習について同条第一項により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項に規定する期間は、この省令の施行の際に登録を受けている基礎講習の登録の日から起算するものとする。

附 則（令和二年八月三一日厚生労働省
令第一五五号）抄

附 則（令和二年八月三一日厚生労働省
令第一五五号）抄

